

## 最新判例一覧(歯科)

概要	診療科目	患者	判決	請求額	認容額(万円)	備考	出典
<p>&lt;歯科医:歯牙の削合を伴う補綴治療に関する説明義務違反。敗訴&gt;                      歯科医師が顎関節症の治療のため歯牙の削合を伴う補綴治療につき患者に対する説明義務に違反し、患者の自己決定権を侵害したとされた事例</p>	歯科	26才女性 (会社員)	東京地裁 H12.12.25 敗訴(控訴)	1171	慰謝料 50 弁護士費用 10 合計 60		判時1749-61 判夕1077-250
<p>&lt;歯科医:歯科医が上顎骨を口蓋根と間違えて上顎穿孔を生じさせた過失の他に、説明義務違反を認めた。敗訴&gt;                      上顎洞内に印象剤が迷入したことの確認不足とそのことを患者に説明をしなかった点に過失があるとされた。</p>	歯科	男性	山口地裁 H14.9.18 敗訴(確定)	242	慰謝料 70 治療費 3 将来治療費 60 弁護士費用 20 合計 153		判夕1129-235
<p>&lt;臼歯欠損の治療の際に投与した歯髄失活剤アルゼンの漏出により難治性疼痛の後遺障害が残存。敗訴&gt;                      アルゼンが歯槽骨に漏出したため神経ニューロパチーと骨髄炎を発症し、難治性疼痛・義歯装着・咀嚼力低下をもたらした。アルゼン貼付前にレントゲン等による歯根部の検査確認を怠ったとされた。</p>	歯科	女・33才・主婦	山口地裁下 関支部 H15.3.17 敗訴(控訴 後棄却・上 告)	4,385	治療費 81 逸失利益 99 通院慰謝料 1,244 後遺症慰謝料 200 弁護士費用 700 合計 2,525		判時1837-78 判夕1156-215
<p>&lt;前装冠術前にキシロカイン(リドカイン)局所麻酔剤を注射したところ、アナフィラキシーショックにより死亡した。勝訴&gt;                      過失:①問診義務違反②皮内テスト不実施③注射手技④ショック発生後の救護義務につき、いずれも過失はないとされた。</p>	歯科	女・43才	青森地裁弘 前支部 H15.10.16 勝訴(控訴 有無不明)	6,671	0 0		下級裁主要判決HP
<p>&lt;亜硫酸糊(ASP)の過剰使用により左下顎骨骨髄炎と左頤(おとがい)神経麻痺を後遺。敗訴&gt;                      左下7番虫歯(う蝕3度)治療のため浸潤麻酔で抜髄を試みたがうまく行かず、歯髄失活剤(ASP)を3回貼付した。その後抜歯されたが、骨髄炎を発症し、神経麻痺を後遺した。                      ①過失ASPを使用した失活抜髄の適用はあるが、第3回貼付が72時間を超えて行われた過失がある。(争いが無い)</p>	歯科	女・47才	京都地裁 H16.5.26 敗訴(控訴 有無不明)	4,336	治療費 19 慰謝料 350 弁護士費用 40 合計 409		下級裁主要判決HP
<p>&lt;歯科医院における抜歯手術の麻酔に際して使用された注射針が折れて患者の右上顎部組織内に迷入したことにつき、担当した歯科医師に過失があると不法行為に基づく損害賠償が認められた事例&gt;</p>		男性 26才  大学院生	札幌地裁 H17.11.2  敗訴	2,903	治療費 28 慰謝料 400 逸失利益 1,139 弁護士費用 150  合計 1,717		裁判所HP